

社会福祉法人 純心福祉会

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人純心福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員及び評議員は、無報酬とする。

2 ただし、具体的な担当業務を有する週平均3日以上勤務にあたる常勤役員（この法人を主たる勤務場所とする者）に対しては、別表1により月額報酬を支払うことができる。

3 前項により支給する場合の当法人の全役員の報酬総額は、年間600万円以内とする。

4 各々の役員に対する報酬月額は、理事会の決議によって決めるものとする。

5 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

(費用弁償の支給)

第3条 役員及び評議員に費用弁償を支給する業務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会への出席
- (2) 定期監査、臨時監査への出席
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) その他、理事長が必要と認めた業務

2 前項による費用弁償（交通費及び日当を含む）の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず、1日につき日額3,200円とする。

3 報酬を受ける役員及び職員と兼務する役員には、費用弁償を支給しないものとする。

4 役員が1日に複数の業務に従事する場合でも、費用弁償を重複して支給しないものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

(改正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、評議員会の決議によって決めるものとする。

(附則)

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

社会福祉法人純心福祉会役員の報酬及び費用弁償規定は、廃止する。

(別表1)

業務内容	従事者	月額支給額等
法人の統括・施設の指導監督等(週5日勤務)	理事長及び理事長が任命した職員(業務執行理事)	250,000円 ～500,000円
法人の統括・施設の指導監督等(週4日勤務)	理事長及び理事長が任命した職員(業務執行理事)	150,000円 ～300,000円
法人の統括補助・施設の指導監督等(週3日勤務)	理事長が任命した職員(業務執行理事)	100,000円 ～200,000円